

## 「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、月別に公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示に関するFAQ -会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

## 相談受付件数

平成24年5月に受け付けた相談は163件でした。車種別の内訳は、新車関係84件、中古車関係68件、内容別の内訳は、表示関係111件、景品関係23件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	84	68	11	163
表示関係	67	44	0	111
景品関係	9	7	7	23
その他	8	17	4	29

## 相談者内訳

相談者の内訳としては、先月と同様、広告代理店等が最も多く57件で全体の約35%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	41	13	3	57
メーカー系ディーラー	21	4	1	26
中古車情報誌社	0	21	1	22
自動車関係団体	9	10	1	20
中古車専門店	2	15	1	18
メーカー	9	2	0	11
新聞社	2	2	1	5
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	1	3	4

## 新車関係

### ◆表示関係の相談内訳

エコカー減税・補助金に関する表示についての相談が21件で全体の約31%を占めています。先月までは補助金の表示を行う場合の表示事項についての問い合わせが過半を占めていましたが、今月は、補助金の終了に関する表示についての問い合わせが増加傾向にあります。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	20	④特定事項の表示	8
┆表示方法	10	┆燃費	6
┆付属品・特別仕様	2	┆特別仕様・限定	2
┆値引き表示	2	⑤各種制度	21
┆割賦・リース	3	┆免・減税関係	4
┆その他(価格)	3	┆補助金関係	17
②リサイクル料金	1	⑥広告表現・企画の可否	13
③特定用語の表示	4	┆広告表現の可否	10
┆最上級	3	┆企画の可否	2
┆抽象的用语	1	┆抽象的な問合せ	1
		合計	67

### ◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	6
一般懸賞(抽選等)	1
オープン懸賞	1
抽象的な問合せ	1
合計	9

★今月のポイント★ 今回は、「補助金相当額を保証する企画」についての事例を紹介します。

#### 問い合わせ内容

エコカー補助金が終了しても、補助金の相当額（普通車10万円、軽自動車7万円）を当社からキャッシュバックする企画を検討していますが、「当社ならエコカー補助金保証します！」と表示することは問題ないでしょうか。また、表示する際の注意点を教えてください。

#### 問い合わせへの回答

エコカー補助金が終了した場合に補助金相当額を自社でキャッシュバックする企画の実施は可能ですが、あくまで「自社で補助金相当額をキャッシュバックする」ということですので、「当社であれば補助金が必ず交付されます！」など、当社で新車を購入すればエコカー補助金の交付が保証されるかのような表現は使用しないよう注意してください。

また、キャッシュバックを受けるための条件（契約・登録の期間や車種等に限定があればその内容など）を明瞭に表示するようにして下さい。

## 中古車関係

### ◆表示関係の相談内訳

5月は、4月と比べ15件増の44件の問い合わせがあり、特に価格や必要表示事項の表示に関する問い合わせが増加しています。具体的には、価格の表示では「割賦・リースの表示を行う場合の表示事項」、必要表示事項の表示では「定期点検整備の表示方法」に関する問い合わせが増加しています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	14	⑤必要表示事項の表示	14
┆表示方法	2	┆車名・仕様区分	1
┆値引き表示	4	┆走行距離数	3
┆支払い総額	3	┆使用区分	3
┆割賦・リース	4	┆車検証の有効期限	1
┆その他(価格)	1	┆整備実施状況	4
②下取・買取関係	1	┆修復歴の有無	1
③税金・諸費用	1	┆必要表示事項全般	1
┆諸費用	1	⑥各種制度	1
④広告表現・企画の可否	9	┆補助金関係	1
┆広告表現の可否	6	⑦その他	4
┆企画の可否	3	合計	44

### ◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	4
一般懸賞(抽選等)	2
抽象的な問合せ	1
合計	7

★今月のポイント★ 今回は、「下取車を通常より高くする旨等の表示」に関する事例を紹介します。

#### 問い合わせ内容

中古車を販売する際の下取車の入庫を目的としたキャンペーンを実施する際に、「下取価格 10 万円アップキャンペーン」、「査定 0 円の車でも下取最低保証 10 万円！買換えは今がお得！」などと表示したいのですが、問題ないですか？

#### 問い合わせへの回答

下取車の価格は、品質や年式、車検残存期間等により 1 台毎に異なり、またその評価も販売店毎、スタッフ毎に異なり、絶対的、不変的なものではありません。

このため、消費者にとっては実際に表示どおりのことが行われているかどうかを判断するのが非常に難しいといえます。

また、下取価格が通常に比べ 10 万円アップしていない場合、本来 10 万円以上価値のある下取車の価格が最低価格の 10 万円に抑えられてしまい、お得でない場合など、表示どおりのことが行われない場合は不当表示となります。

したがって、下取価格を通常よりも高くする旨や下取価格の最低保証に関する表示は、消費者の不信を招くおそれがあり、不当表示未然防止の観点からも慎む必要があります。